

府中市立総合体育館及び府中市南の丘体育館管理運営業務仕様書

府中市立総合体育館及び府中市南の丘体育館（以下「体育館」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、条例及び規則に定めがあるもののほか、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、地方自治法に規定する住民利用の基本原則である「公の施設として、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならず、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」ことを念頭においた管理運営を実施するために、体育館の指定管理者が行う業務の内容及び管理方法について定めることを目的とする。

指定期間のビジョン、ミッション及び数値目標

ビジョン (施設の目的・目指すべき方向性)	府中市のスポーツ推進の拠点施設として位置づけ、市、指定管理者、学校、スポーツ団体、地域、企業その他の関係者が、「ともに」連携し、子どもたちをはじめとする市民のスポーツ活動を支え、スポーツを楽しめる環境の整備や地域の活性化を推進することを目指します。 (第2期府中市スポーツ推進計画) 指定期間のコンセプト「子どもたちの夢の原点を、ともにつくる。」
ミッション (施設の社会的使命や役割)	競技力や経験の有無にかかわらず、誰もがスポーツに出会い、自分なりの目標や楽しみを見つけられる施設 <u>1－① 出会う ～スポーツとの出会いをつくる～</u> 子どもたちをはじめ、市民が多様なスポーツに触れ、「やってみたい」と思える機会をつくる。 <u>1－② 育つ ～挑戦と成長を支える～</u> スポーツ教室や大会等を通じて、子どもたちの挑戦、競技力向上、仲間との学びを支える <u>1－③ つなぐ ～経験を未来と地域につなぐ～</u> スポーツで得た経験や成長を次の挑戦へつなぎ、将来的には次世代を応援・指導する側へとつながる好循環をつくる。
数値目標 (参考図書：別紙1)	既存事業の継続にとどまらず、本施設のコンセプトを実現する新たな取組みを期待します。 指定期間の4年目終了時点で、次の数値目標以上の成果が達成できるよう、計画的な取組みを提案してください。 1 利用を広げる 利用者数 年間7万人以上(指定期間の4年目終了時点) 2 スポーツとの出会いをつくる 事業数 年間3件以上 3 子どもの挑戦を支える 定期教室数 年間5教室以上 4 つなぐ 学校、スポーツ団体、地域、企業等と連携したスポーツ振興・交流事業 年間3事業以上

	5 質を高める 利用者満足度 95%
--	-----------------------

2 体育館の管理に関する基本的な考え方

体育館を管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 法令等を遵守し、適切な管理運営を行うこと。
- (2) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 効率的な運営を行うこと。
- (5) 管理運営費の削減に努めること。

3 開館時間

午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、日曜日は、午前8時30分から午後5時までとする。

4 休館日

- (1) 毎週月曜日（ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和25年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）であるときは開館し、翌日以降に最も近い「祝日法による休日」でない日を休館日とする。）
- (2) 12月29日から1月3日まで。
- (3) あらかじめ府中市の承認を得て、休館日若しくは開館時間を変更し、又は、臨時に休館することができる。

5 法令等の遵守

体育館の管理に当たっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (4) 府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例
(平成15年府中市条例第34号)
- (5) 府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
(平成15年府中市規則第64号)
- (6) 府中市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和58年府中市条例第19号）
- (7) 府中市体育施設設置及び管理に関する条例施行規則（平成31年府中市規則第17号）
- (8) 府中市立総合体育館管理運営規則（平成31年府中市規則第18号）
- (9) 府中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年府中市条例第21号）
- (10) 府中市物品管理規則（平成28年府中市規則第10号）
- (11) その他管理運営に適用される法令等

なお、本契約期間中に前各号に規定する法令並びに条例及び規則に改正があった場合は、改正された内容をもって仕様とする。

6 業務内容

(1) 施設の運営に関すること。

① 職員の雇用等に関すること。

ア 業務に支障が生じないように、現行の体制（正規職員3名、臨時職員1名）を参考に人員を配置すること。

イ 職員の雇用は、指定管理者が直接雇用すること。

ウ 防火管理者（甲種）の資格を持つ者を1名配置すること。

エ これらの職員は、可能な限り府中市内から採用すること。

オ 職員に対して、業務運営管理に必要な研修を実施すること。

カ 事業運営を円滑に進めるため、安定的な人員体制を継続すること。職員を変更した場合は、府中市に報告すること。

② 自主事業に関すること。

ア 別に定める経費により、施設の自主事業を計画し、実施すること。

イ 地域住民及び利用者の施設に関するニーズが適正に反映されていること。

ウ 事業の対象者については、各年齢層や世代間交流を考慮すること。

エ 府中市総合計画及び府中市スポーツ推進計画の目的に沿った内容であること。

オ 一般の利用を妨げない範囲で、市の承認を得て、スポーツ教室等の企画や飲食及びスポーツ関連用品等を販売する売店や自動販売機の設置をすること。この場合、府中市財産管理規則（平成28年規則第9号）に基づき、行政財産使用許可申請書を提出し、市の許可を受けること。また同規則に基づき市が算出する使用料を、使用開始前に納入すること。

（参考）現指定管理者の自主事業

○キッズスポーツ教室 ○健康ヨガ教室 ○卓球教室

○ミニバスケットボール教室 ○生活筋力向上ゆっくりプログラム

○ラウンドフィットネス ○物品販売 等

(2) 施設の利用許可に関すること。

ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス上の体育館の管理、運用についても指定管理者の業務とする。ただし、システム利用等に係る基本料金及びオンライン決済に係る基本利用料や決済手数料については府中市が負担する。

(3) 施設の利用料金の徴収等に関すること。

① 利用料金収入の基本的な取扱い

地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度」を採用します。

指定管理者は施設の利用料金を収入として収受することで、施設の管理・運営に係る収支について責任を負うことになり、施設の利用を促進し収入の確保を図る必要があります。利用料金の設定については、条例に定める範囲内で指定管理者が設定し、市長の承認を得て決定します。

※別表2 府中市立総合体育館及び府中市南の丘体育館の利用料金上限額

② 利用料金収入の一部納付

指定管理者が利用料金として得た収入の内、**電気利用料金収入・空調設備（冷暖房）利用料金収入・附属設備利用料金収入**については、当面の間（令和9年度から3年程度）全額を市に納付することとし、**建物利用料金収入**についても一部を市に納付することとします。

建物利用料金収入の一部を市に納付する金額の決定に当たっては、指定管理者が市に提出する収支計算書の利用料金収入額を見込額とし、年度決算額が見込額を超える場合は、その超えた額の一定の割合とします。また、その割合は応募者が第2次審査において提案する割合とします。なお、年度決算額が見込額を下回った場合、市は補填を行いません。

建物利用料金収入の一部を市に納付する際の計算式（令和11年度までの予定）

$$\begin{aligned} & (\text{建物利用料金収入年度決算額} - \text{建物利用料金収入見込額}) \\ & \times \text{応募者が提案する割合} \\ & = \text{市への納付額} \end{aligned}$$

ただし、電気利用料金収入・空調設備（冷暖房）利用料金収入・附属設備利用料金収入を指定管理者が市に全額納付する期間が終了した際には、建物利用料金収入以外の利用料金収入についても一部納付の対象とします。なお利用料金収入の一部を市に納付する金額の決定に当たっては、指定管理者が市に提出する収支計算書の利用料金収入額を見込額とし、年度決算額が見込額を超える場合は、その超えた額の一定の割合とします。また、その割合は応募者が第2次審査において提案する割合とします。なお、年度決算額が見込額を下回った場合、市は補填を行いません。

利用料金収入の一部を市に納付する際の計算式（令和12年度からの予定）

$$\begin{aligned} & (\text{利用料金収入年度決算額} - \text{利用料金収入見込額}) \\ & \times \text{応募者が提案する割合} \\ & = \text{市への納付額} \end{aligned}$$

③ 利用料金の減免

府中市体育施設設置及び管理に関する条例施行規則（平成31年府中市規則第17号）第3条及び府中市立総合体育館管理運営規則（平成31年府中市規則第18号）第3条の規定による利用料金の免除及び減額分については、府中市が指定管理者に補填します。なお、市が指定管理者に補填した利用料金の免除及び減額分については、指定管理者の利用料金収入として扱います。

(4) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ① 施設の適正な運営のため、施設及び設備に関する以下の保守管理を行うこと。（保守点検等業務に係る詳細は別表1のとおりとする。）

※建築基準法第12条第2項及び第4項の点検は、市が行うため指定管理業務の対象としない。

- ② 駐車場の管理に関すること。
③ 施設賠償責任保険に加入すること。

(5) その他

- ① 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導及び訓練すること。
② 府中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年府中市条例第21号）に基づき、適正な管理体制をとり、職員に周知徹底を図ること。
③ 利用者のニーズを把握するため、利用者アンケート等を実施すること。なお実施方法及び内容については、事前に市と協議を行い、承認を得ること。
④ 毎年度、市が指定する期日までに、次年度の事業計画書及び収支予算書、事業報告書を作成し、市の承認を受けること。
⑤ 毎月、業務実施報告書を作成し、市に提出し、市との連携を図るための連絡調整会議の

設けその場で報告すること。

- ⑥ 業務等の実施状況及び利用者アンケートや日常的な市民等からの意見・要望等に基づき、事業達成度、利用者の利用満足度及び収支状況について、自己分析・自己評価を行い、結果を市へ報告すること。

8 経費等について

(1) 予算の執行

別に定める予算に基づいて、次のとおり執行すること。

- ① 予算の執行については、次により執行すること。

ア 人件費

館長、職員等の給与等は、指定管理候補者からの予算提案額に基づき協定書等で定めた額で執行するものとする。

イ 事務費

旅費、消耗品等の費用については、指定管理候補者からの予算提案額に基づき協定書等で定めた額で執行するものとする。

ウ 事業費

自主事業費については、指定管理候補者からの予算提案額に基づき協定書等で定めた額で執行するものとする。

エ 管理費

(ア) ガス及び上下水道料金などの光熱水費については、指定管理候補者からの予算提案額に基づき協定書等で定めた額で執行するものとする。

※電気・重油については、当面の間（令和9年度から3年程度）市が支払うものとする。

(イ) 清掃費、機械警備費、設備保全費（冷暖房設備、消防設備、電気設備）等、害虫駆除料、設備巡視点検料等については、指定管理候補者からの予算提案額に基づき協定書等で定めた額で執行とする。

(ウ) 修繕料は、1件150,000円（消費税は除く）未満を対象とし、指定管理候補者からの予算提案額に基づき協定書等で定めた額で執行するものとする。

- ② 年間の運営は予算の各費目の金額以内で執行すること。ただし、府中市との協議のうえ年度末に流用ができることとする。

(2) 事業報告

会計年度終了後、60日以内に事業の報告を行うこと。

(3) 経理規定

指定管理者は経理規定を策定し、経理事務を行うこと。

(4) 立入検査について

府中市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

9 協議

指定管理者はこの仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、府中市と協議し決定する。

10 物品の帰属等

- (1) 府中市が、指定管理者に対して委託代金により物品を購入させるときは、購入後の物品は府中市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者は、府中市の所有に属する物品については、「府中市物品管理規則（平成28年府中市規則第10号）」及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて行うものとする。
また、指定管理者はその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に府中市に報告しなければならない。
- (3) 指定管理者は、業務において使用する府中市の所有に属する物品のうち、重要物品については、「府中市物品管理規則（平成28年府中市規則第10号）」に従い、遅滞なく府中市に報告しなければならない。

11 備品物品等

指定管理者は、利用者の施設における活動に支障をきたさないよう、本施設に備付けの備品の管理を行う。

12 業務を実施するに当たっての注意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利又は不利になる運営をしないこと。
- (2) 行政機関及びその他関係施設との連携を図った運営を行うこと。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定又は要綱等を作成する場合は、府中市と協議を行うこと。
- (4) 各種規定等がない場合は、市の諸例規に準じて、又はその精神に基づき業務を実施すること。
- (5) その他、仕様書に記載のない事項については、府中市と協議を行うこと。
- (6) 別に定める予算については、財政の状況により金額が変更となる場合がある。
- (7) 不可抗力の発生に起因して、損害・損失や増加費用が発生した場合は、両方で協議することとする。

13 特記事項

(1) ネーミングライツ

府中市立総合体育館は、ネーミングライツの対象施設である。命名権の執行により愛称が変更したときは、府中市と必要な協議を行うこと。また利用者等に愛称の周知を行うこと。

(2) 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

府中市立総合体育館は、熱中症による健康被害の発生を防止するための避難施設として指定されているため、必要な対応を行うこと。

(3) 府中市スポーツ協会及びその加盟団体

府中市立総合体育館の利用について、府中市スポーツ協会及びその加盟団体については利用とする日の1年2か月前から利用予約が可能のため、優先的に利用調整すること。なお、利用する1年前までに、利用料金を支払わない場合は、キャンセルとする。

(4) 府中市立学校

体育館を府中市立学校が利用する際には、必要に応じて利用調整すること。

(5) 未舗装部分駐車場（参考図書：別紙５）

府中市立総合体育館の敷地内の駐車場等で活用されている未舗装部分について、城山浄水場新配水池の建設に伴い、利用できる範囲が大幅に縮小される予定である。指定管理者は、府中市と共に工事等に当たって必要な利用調整等を行うこと。

(6) 旧府中市B&G海洋センター

府中市立総合体育館と同一敷地内にある旧府中市B&G海洋センターについて、今後建物を解体し、防草シート及びバラスを敷き駐車場とする予定である。駐車場となった後の管理については、指定管理者の業務とする。なお、解体は令和９年度から令和１０年度を予定している。

(7) 府中市立総合体育館長寿命化工事

府中市立総合体育館は、長寿命化を図るために令和１７年度まで毎年度各設備等を改修していく予定である。指定管理者は、工事等に当たって必要な利用調整等を行うこと。

(8) W i - F i

利用者に公衆無線ＬＡＮ（W i - F i）を提供し、必要な管理運営を行うこと。公衆無線ＬＡＮの設置及び維持管理に要する費用は、指定管理者の負担とする。

(9) モニタリング

市は、指定管理者が十分な安全管理や適切な施設運営を行っているか、また、良質なサービスが市民等に提供されているかなどを確認するため、施設への立ち入りによる現地調査等を行い、利用アンケートや指定管理者による自己評価、事業報告書等も踏まえて総合評価を行う。

市が行った総合評価は、指定管理者による管理運営状況の透明性を確保するため、市ホームページにおいて公表する。なお、市は総合評価の結果、業務改善の必要があると認める場合は、改善等の指導や、府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づく改善指示を行う。同条例に基づく改善指示後、指定管理者が正当な理由が無いにもかかわらず指示事項を改善しない場合には、指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。